

都市住宅部長	都市政策総室長	土地対策室長	室員	担当

復 命 書

以下の内容を報告します。

1 日 時

平成 17 年 5 月 17 日 (火) 10:00~11:30 頃

2 来所者

[Redacted]

3 対応者

熱海土木事務所

4 土地対策室

内容等

[Redacted]については、違反造成箇所、許可済み箇所双方に対し工事停止等の命令を出し、防災工事を施工中である。
来所した主な目的は、今後の展開と看板の撤去時期について知るためとのこと。
概要は以下のとおり

- ・勾配 13%の道路は熱海市からの要望で造ったのであり、以前は隣地の [Redacted] 氏の土地が買収され道路が造られる予定だった。 [Redacted] は、自分の土地が買収されなかったためこの計画にクレームを付けた。
 - ・ [Redacted]、もめていない。 [Redacted] は昨年度に熱海土木事務所へ行き、どうして工事が止められているのかと言ったくらいだ。
 - ・擁壁は壊してもいい。1区画を 100 坪にしたい。
 - ・転圧、擁壁の鉄筋入れは自分がした。下は全部ズリが入っている。
 - ・ [Redacted] の停止命令を新聞で公表されたため、 [Redacted] で開発許可申請を受理してもらえなかったため、会社名を変えて提出した。
 - ・平成 14 年 2 月 6 日に土地を [Redacted] から購入し、2 月 7 日に草刈りをし、2 月 10 日に事業について熱海市・土木事務所と話をした。
 - ・命令書は最近見た。2 年間文書を見ていない。
 - ・C 地区 (無許可地) には給水をして地目を宅地に変更した。資金を借りるために宅地に変更したのであり、実際は宅地にするつもりが無いから地目を戻した。無許可と言われるのはおかしい。
- 道路に盛土をするために C 地区 (無許可地) の土砂採取の許可は取っている。

- ・現地にあるガラス片は、([redacted] が考案した) 粉砕機で粉にし、舗装に混ぜることにより浸透を助けるものであり、そのため用意した。対面も悪いので片づける。
- ・防災工事と確認工事が終わったら看板は取ってもらう。

[redacted]
自分が県庁に相談に行った翌日にいきなり中止命令が出た。

- ・神社からの要望で工事をするところはあるが、防災工事は今週中に終わる。
- ・地耐力の確認のため10箇所程で載荷試験をする。
- ・擁壁は切断しても構わないし、擁壁の裏込めの確認のため試掘もする予定だ。また、擁壁の基礎も掘削して確認する。
- ・プレスされた自動車も解体した。今日搬出するつもりだ。
- ・看板はいつ外せるのか。
- ・確認工事の計画書は明日提出する。

(当方)

- ・盛土、擁壁の施工確認の方法は、計画を作って土木事務所に相談してほしい。(別紙「宅地造成等規制法第18条に基づく報告について」の写しを渡した。)

5 その他

・ [redacted] の [redacted] によると、防災工事の変更(埋設堰堤の設置)は不可能とのこと。

[redacted] ([redacted] より依頼を受けている) から変更承認申請書の鑑以外の書類は熱海土木事務所へ提出済。

・ [redacted] が言っていた [redacted] から名前を変えて [redacted] に開発許可申請をした会社は、 [redacted] を思われる。

[redacted] より [redacted] が [redacted] に出した「申請者の資力及び信用に関する申告書」の写しが提出されている。

[redacted] の代表者は [redacted] 氏 ([redacted])

・平成13年2月6日に [redacted] から [redacted] へ土地所有権が移転している。

現在の土地所有者は [redacted]

・一定規模の土採取を行う場合には静岡県土採取等規制条例に基づき届出をしなければならないが、C地区(無許可地)の土採取の届出は書類不備のため返戻されている。(所管:熱海土木用地管理課)

・平成17年5月18日、 [redacted] より確認工事の計画(案)が提出された。

・ [redacted] より平成17年5月1日に出された質問書の当方からの回答についての話はなかった。